

令和七伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

令和七年九月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

保安林種		単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林		山国川地区	477.73
		駅館川地区	580.13
		西国東地区	41.46
		東国東地区	97.76
		別府地区	314.68
		大分川地区	557.04
		大野川地区	1604.38
		北海道地区	175.03
		番匠川地区	841.69
		北川上流地区	828.47
		日田地区	434.81
		玖珠川地区	667.60
		山国川地区	183.57
		駅館川地区	46.69
		西国東地区	28.08
		東国東地区	67.75
		別府地区	34.41
		大分川地区	89.56
		大野川地区	140.79
		北海道地区	105.80
		番匠川地区	256.20
北川上流地区	33.88		
日田地区	94.23		
玖珠川地区	14.42		
大分川地区	0.18		
番匠川地区	0.08		
日田地区	0.08		
別府地区	0.14		
山国川地区	3.66		
駅館川地区	3.98		
西国東地区	31.47		
東国東地区	3.08		
大分川地区	0.47		
大野川地区	9.24		
北海道地区	1.20		
番匠川地区	24.79		
日田地区	9.64		
玖珠川地区	6.94		
大分北部地区	34.51		
大分南部地区	91.66		
保健保安林			